

改正

平成21年6月29日21千政契担発第62号

平成23年8月1日23千政契担発第86号

平成27年6月15日27千政契約発第80号

令和7年3月26日6千政契約発第1618号

千代田区競争入札参加有資格者指名停止措置要領

(目的)

第1条 この要領は、千代田区における契約事務の厳正な執行を確保するため、有資格者（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第2項の規定により、千代田区長（以下「区長」という。）が契約の種類及び金額に応じて定めた指名競争入札の参加者の資格を有する者をいう。以下同じ。）に対する指名停止等の措置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(指名停止の手続等)

第2条 区長は、千代田区指名業者選定委員会（以下「業者選定委員会」という。）の協議を経て、指名停止の措置を行うものとする。ただし、有資格者が別表1の項又は4の項第1号アに該当するとき、その他特に必要があるときは、区長は、業者選定委員会の協議を経ることなく当該有資格者について、直近の業者選定委員会の協議を経るまでの間、指名停止の措置を行うことができる。

2 指名停止の措置が行われたときは、契約担当者（千代田区契約事務規則（昭和39年千代田区規則第2号）第2条第6号に定める者をいう。以下同じ。）は、指名停止期間が満了するまで、当該指名停止に係る有資格者を指名してはならない。

(指名停止等の基準)

第3条 有資格者が別表に定める措置要件のいずれかに該当する場合は、事情に応じて同表に定めるところにより期間を定め、当該有資格者について指名停止の措置を行うものとする。ただし、指名停止に至らない場合は、当該有資格者に対し、注意の喚起を行うことができる。

2 最低制限価格、調査基準価格（千代田区低入札価格調査要綱（平成21年6月29日付21千政契発第60号）第2条に規定する調査基準価格をいう。）、予定価格（事後公表及び非公表のものに限る。）、希望者名、希望者数、指名業者名、指名業者数、選定理由、非選定理由、仕様書、総合評価における技術審査結果、落札率（予定価格が非公表のものに限る。）等、当該情報がその時

点で公表されていない契約事務に係る情報（以下「厳格管理情報」という。）について、有資格者である個人、有資格者である法人の役員又はその使用人が聞き出そうとした場合は、当該有資格者に対し、注意の喚起を行うものとする。

3 別表2の項又は3の項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該有資格者の指名停止事由の発生部門のみの指名停止を行い、他の部門の指名停止を行わないことができる。

(1) 土木支店、建築支店のように社内的に責任体制が明確にされており、かつ、その責任者として役員をあてている場合

(2) 部門別格付、社内責任体制のあり方等を総合的に勘案して、前記に準ずると認められる場合

(指名停止期間の特例)

第4条 有資格者が一の事案により別表に定める措置要件の二以上に該当した場合は、最も長い期間となる措置要件を適用し、指名停止期間を定めるものとする。

2 次の各号の一に該当する場合は、別表に定める期間の上限の2倍を超えない範囲内（当該2倍の期間が36月を超える場合は、36月以内）で、通常の措置に加算して指名停止期間を定めることができる。

(1) 有資格者が、別表1の項の措置要件に係る指名停止期間中又は指名停止期間満了後3年を経過するまでの間に、再び、同表1の項に該当することとなったとき。

(2) 有資格者が、別表4の項第1号ア又はイの措置要件に係る指名停止期間中又は指名停止期間満了後3年を経過するまでの間に、再び、同表4の項第1号ア又はイに該当することとなったとき。

(3) 別表4の項第1号ア又はイに該当する場合で、当該違反行為において有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）が主導的役割を果たしたとき又は当該違反行為が極めて広域的に行なわれたとき。

(4) その他特に必要であると認められるとき。

3 次の各号の一に該当する場合は、別表に定める期間の範囲内で、通常の措置よりも短縮して指名停止期間を定めることができる。

(1) 別表1の項に該当する場合で、当該有資格者が中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に該当する者をいう。）であるとき。

(2) 別表2の項又は3の項に該当する場合で、事後処理が適切になされたと認められるとき。

(3) その他特に必要であると認められるとき。

- 4 極めて悪質な事由あるいはしんしゃくすべき特別の事由等がある場合には、別表に定める期間の範囲にかかわらず、指名停止期間を定めることができる。
- 5 指名停止期間中の有資格者について、必要であると認められるときは、別表に定める期間の範囲内で、指名停止期間の変更を行うことができる。
- 6 指名停止期間中の有資格者が、指名停止の措置要件に該当することとなった事実又は行為について責を負わないことが明らかとなったときは、当該有資格者に係る指名停止の解除を行うものとする。
- 7 別表に定める措置要件に該当する場合において、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第250条に定める公訴時効が完成したものについては、同表に定める期間を2分の1とする。

（下請負人、共同企業体及び事業協同組合等に関する指名停止）

第5条 別表2の項、3の項又は4の項第6号の措置要件の一に該当し指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格者である下請負人があることが明らかとなったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で事情に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

- 2 共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格者である構成員についても、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で期間を定め、指名停止を行うものとする。

（指名停止の通知）

第6条 第2条第1項の規定により指名停止を行い、第4条第5項の規定により停止の期間を変更し、又は第4条第6項の規定により停止を解除したときは、当該有資格者に対し遅滞なく通知するものとする。

（随意契約の取扱い）

第7条 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合で、契約の相手方が特定されるときは、あらかじめ区長の承認を受けて指名停止期間中の有資格者を随意契約の相手方とすることができる。

- 2 前項に掲げる場合を除いて、指名停止期間中の有資格者を随意契約の相手方としてはならない。

（下請等の禁止）

第8条 契約担当者は、指名停止期間中の有資格者が千代田区が発注する工事の全部若しくは一部を下請し、若しくは受託し、又は当該工事の完成保証人となることを承認してはならない。

（指名停止等の公表）

第9条 第3条第1項又は第5条の規定により指名停止を行ったときは、有資格者名、理由、指名

停止期間等を公表するものとする。

- 2 第4条第5項の規定により指名停止期間を変更し、又は第4条第6項の規定により指名停止を解除したときは、公表した指名停止期間を変更し、又は公表を取り消すものとする。

(指名停止の特例)

第10条 契約担当者は、指名停止期間中の有資格者であっても、契約の種類、履行場所等からみて、特に必要であると認められる場合は、あらかじめ区長の承認を受けて当該契約について指名を行うことができる。

附 則

- 1 この要領は、平成7年9月1日から施行する。
- 2 工事請負等業者指名停止基準（3千総経発第20号区長決裁）は廃止する。

付 則（平成21年6月29日21千政契担発第62号）

この要領は、平成21年6月29日から施行する。

附 則（平成23年8月1日23千政契担発第86号）

この要領は、平成23年8月1日から施行する。

附 則（平成27年6月15日27千政契約発第80号）

この要領は、平成27年6月15日から施行する。

附 則（令和7年3月26日6千政契約発第1618号）

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条、第3条、第4条、第5条関係）

措置要件	期間
1 贈賄 (1) 次のアからウまでに掲げる者が千代田区の職員に 対する贈賄容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで 起訴されたとき。 ア 代表役員等 イ 有資格者である法人の役員又はその支店若しくは 営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をい う。）を代表する者でアに掲げる以外の者（以下「一 般役員等」という。）	逮捕又は起訴を知った日から 12月以上24月以内 9月以上24月以内

ウ ア及びイに掲げる者以外の者（以下「使用人」という。）	6 月以上18月以内
（2） 次のアからウまでに掲げる者が東京都の区域内における千代田区以外の公共機関（刑法（明治40年法律第45号）その他の法律により、贈収賄に関する規定の対象となる機関をいう。以下同じ。）の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴されたとき。	逮捕又は起訴を知った日から
ア 代表役員等	6 月以上18月以内
イ 一般役員等	4 月以上12月以内
ウ 使用人	3 月以上 9 月以内
（3） 次のアからウまでに掲げる者が、東京都を除く関東地方の区域内における千代田区以外の公共機関の職員に対する贈賄容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴されたとき。	逮捕又は起訴を知った日から
ア 代表役員等	4 月以上12月以内
イ 一般役員等	3 月以上 9 月以内
ウ 使用人	1 月以上 5 月以内
（4） 次のアからウまでに掲げる者が、第 2 号及び前号の区域外における千代田区以外の公共機関の職員に対する贈賄容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴されたとき。	逮捕又は起訴を知った日から
ア 代表役員等	4 月以上12月以内
イ 一般役員等	1 月以上 6 月以内
ウ 使用人	1 月以上 3 月以内
2 契約（物品の買入れに関するものを除く。）履行上の事故 （1） 千代田区発注の契約履行上の事故のとき ア 安全管理の措置が不適切であったため、事故を生させ、公衆に死亡者を出し、又は広範囲にわたる	2 月以上 6 月以内

公衆が被害を受け、社会的及び経済的に損失が大きい場合 イ 安全管理の措置が不適切であったため、事故を発生させ、公衆に損害を与え、又は事故周辺の公衆が被害を受けた場合 ウ 安全管理の措置が不適切であったため、事故を発生させ、工事関係者に死亡者又は多数の負傷者を出した場合	1 月以上 3 月以内 1 月以上 3 月以内
(2) 千代田区発注の契約を除く東京都内における事故のとき。 ア 安全管理の措置が不適切であったため、事故を発生させ、公衆に死亡者を出し、又は広範囲にわたる公衆が被害を受け、社会的及び経済的に損失が大きい場合 イ 安全管理の措置が不適切であったため、事故を発生させ、公衆に損害を与え、又は事故周辺の公衆が被害を受けた場合 ウ 安全管理の措置が不適切であったため、事故を発生させ、工事関係者に死亡者又は多数の負傷者を出した場合	1 月以上 5 月以内 1 月以上 2 月以内 1 月以上 2 月以内
(3) 前号の区域外で事故を発生させ公衆に多数の死亡者を出すなど、社会的及び経済的に損失が著しく大きいとき。	1 月以上 5 月以内
3 契約履行成績不良等 千代田区発注の契約において、その履行に際し著しく適正を欠く行為があったと認められるとき又は契約履行成績が著しく不良であると認められるとき。	1 月以上 6 月以内
4 契約に関連する違法行為等による社会的信用失墜行為 (1) 談合	

有資格者である個人、有資格者である法人の役員又は使用人が、談合の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで起訴されたとき。	逮捕又は起訴を知った日から
ア 千代田区発注の契約に関するもの	9 月以上24月以内
イ 千代田区発注の契約を除く関東地方におけるもの	4 月以上18月以内
ウ イの区域外のもの	2 月以上10月以内
(2) 独占禁止法違反 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反し契約の相手方として不適當であると認められるとき。	
ア 千代田区発注の契約に関すること。	7 月以上24月以内
イ 千代田区発注の契約を除く関東地方におけるもの	3 月以上14月以内
ウ イの区域外のもの	2 月以上 8 月以内
(3) あっせん行為による利益收受行為 公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）に違反（契約に関わるもの）し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	
ア 千代田区発注の契約に関すること。	3 月以上12月以内
イ 千代田区発注の契約を除く関東地方におけるもの	2 月以上12月以内
ウ イの区域外のもの	1 月以上 6 月以内
(4) 建設業法違反 「建設業法（昭和24年法律第100号）」に違反し、国土交通大臣又は都道府県知事から営業停止処分を受けたとき。	
ア 千代田区発注の契約に関すること。	3 月以上 9 月以内
イ 千代田区発注の契約を除く関東地方におけるもの	2 月以上 6 月以内
ウ イの区域外のもの	1 月以上 3 月以内
(5) その他契約に関わる法令違反 （又は「前各号に定める以外の契約に関わる法令違	

反」) 有資格者である個人、有資格者である法人の役員又は使用人が、契約に関わる法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴されたとき。 ア 千代田区発注の契約に関すること。 イ 千代田区発注の契約を除く関東地方におけるもの ウ イの区域外のもの (6) 社会的信用失墜行為 第1号から前号までに掲げる場合のほか、違法行為等を行うことにより、社会的な信用を著しく失墜したと認められるとき。	逮捕又は起訴を知った日から 3月以上12月以内 2月以上12月以内 1月以上6月以内 1月以上9月以内
5 虚偽記載 千代田区発注の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札において、当該入札に係る競争入札参加資格審査申込書、競争入札参加資格確認資料その他入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1月以上9月以内
6 不正又は不誠実な行為 (1) 千代田区発注の契約において、厳格管理情報を不正に入手したとき。 (2) 落札後正当な理由なく契約を締結しないとき又は契約後正当な理由なく契約を履行しないとき。 (3) この表に掲げるもののほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1月以上9月以内